

## 昭和二十九年政令第五十一号

国税収納金整理資金に関する法律施行令

内閣は、会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第四十七条及び国税収納金整理資金に関する法律（昭和二十九年法律第三十六号）の規定に基き、並びに同法を実施するため、この政令を制定する。

### 目次

- 第一章 総則（第一条—第四条の六）
- 第二章 徴収及び収納（第五条）
- 第三章 支払（第六条—第二十条）
- 第四章 歳入への組入等（第二十一条—第二十三条の二）
- 第五章 帳簿及び報告等（第二十四条—第四十条）
- 附則

### 第一章 総則

#### （定義）

**第一条** この政令において「国税収納金等」、「特定地方税」、「返納金」、「過誤納金の還付金等」、「償還金」、「資金」、「特別会計」、「国税等」、「国税収納命令官」、「支払命令」又は「国税資金支払命令官」とは、国税収納金整理資金に関する法律（以下「法」という。）第二条、第三条、第六条第二項、第八条第一項若しくは第二項、第十条第一項又は第十二条第一項に規定する国税収納金等、特定地方税、返納金、過誤納金の還付金等、償還金、資金、特別会計、国税等、国税収納命令官、支払命令又は国税資金支払命令官をいう。（支払金の指定）

**第二条** 法第二条第二項の政令で定める支払金は、次に掲げるものとする。

一 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第一百三十八条第一項、第一百三十九条第一項若しくは第一百四十二条第二項（これらの規定を同法第一百六十六条において準用する場合を含む。）、第一百五十九条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法第一百六十八条及び災害被害者に対する租税の減免、徵収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第七十五条））第三条第七項において準用する場合を含む。）又は第一百七十三条第二項の規定による還付金

二 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第七十八条第一項、第七十九条第一項若しくは第二百四十四条の十三第三項において準用する場合を含む。）、第八十条第十項（同法第一百四十四条から第三項まで（同項の規定を同法第一百四十七条の四第三項において準用する場合を含む。）、第一百三十三条第一項、第一百三十四条规定による還付金

三 相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第三十三条の二第一項、第五項又は第六項の規定による還付金

五 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の七第八項の規定による還付金

六 消費税法（昭和六十三年法律第八号）第五十二条第一項、第五十三条第一項若しくは第二项、第五十四条第一項又は第五十五条第一項から第三項までの規定による還付金

七 災害被害者に対する租税の減免、徵収猶予等に関する法律第三条第二項若しくは第三項、第十七条第四項又は第九条第一項の規定による還付金

八 酒税法（昭和二十八年法律第六号）第三十条第四項又は第五項の規定による還付金

九 たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）第十五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）又は第十六条第四項若しくは第五項の規定による還付金

十 輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第十四条第一項、第十五条第二項、第十六条第四項、第十六条の三第一項又は第十七条第一項若しくは第二項の規定による還付金

十一 握発油税法（昭和三十二年法律第五十五号）第十七条第三項又は第四項の規定による還付金及び地方握発油税法（昭和三十年法律第四百四号）第九条第一項（租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）第八十九条第十一項において準用する場合を含む。）の規定による還付金

十二 石油ガス税法（昭和四十年法律第一百五十六号）第十五条第四項又は第五項の規定による還付金

十三 航空機燃料税法（昭和四十七年法律第七号）第十二条第二項の規定による還付金

十四 石油石炭税法（昭和五十三年法律第二十五号）第十二条第三項又は第四項の規定による還付金

十五 租税特別措置法第八十九条第七項、第九十条の三の四第一項、第九十条の五第一項、第九十条の六第一項、第九十条の六の二第一項、第九十条の六の三第一項若しくは第九十条の十五第一項若しくは第二項又は租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十五条の十の十一第十項（同令第二十五条の十の十三第十五項において準用する場合を含む。）若しくは第二十六条の十四第一項（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第二百二十七号）第十七条第六項及び租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令（昭和六十二年政令第三百三十五条）第三条第八項において準用する場合を含む。）の規定による還付金

十六 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第三条第二項又は第五条の二の二第五項の規定による還付金

十七 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の百四第一項の規定による還付金

十八 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第一百七号）第十九条第一項、第三項、第四項若しくは第八項、第二十三条第一項、第三項若しくは第四項（災害被害者に対する租税の減免、徵収猶予等に関する法律第三条第七項において準用する場合を含む。）第五十六条第一項又は第五十九条第一項の規定による還付金

十九 地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）第二十二条第一項、第二十二条の二第一項若しくは第二項、第二十三条第一項、第二十七条の二第一項、第二十八条第一項から第三項まで又は第二十九条第二項、第三項若しくは第七項の規定による還付金

二十 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第一百四十四号）第二十二条第二項（同法第二十五条において準用する場合を含む。）の規定による還付金又は同法第三十三条第一項に規定する特別過誤納金若しくは同条第二項に規定する延滞税過誤納相当額、不納付加算税過誤納相当額（年度の区分）

二十一 国税（第四号に該当するものを除く。以下この号において同じ。）の受入金は、イ又はロに掲げる国税の区分に応じそれぞれイ又はロに定める年度（法第十四条第一項に規定する期間の末日が翌年度の六月一日又は同月二日であるときは、当該末日に納付された国税の受入金のうち、その国税の国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二条第八号に規定する法定納期限が当該末日とされるもののうち、同項の規定の適用を受けないものとした場合における当該法定納期限が翌年度の五月三十日又は同月三十一日であるものを除く。）は、その収納した日の属する年度



相当と認めた事務及び国税資金会計機関が自ら処理する特別の必要があるものとして指定した事務については、その処理をしないものとする。

## 第二章 徴収及び収納

### (国税等の徴収及び収納)

**第五条** 予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第六十五号。以下「令」という。）第二十八条、第二十九条、第三十一条及び第三十二条の規定は、国税等の徴収又は収納について準用する。この場合において、これらの規定（令第二十九条及び第三十一条第一項を除く。）中「歳入徴收官」とあるのは「国税収納命官」と、同条中「会計法」とあるのは「国税収納金整理資金に関する法律第九条第二項において準用する会計法」と、令第三十一条及び第三十二条中「歳入金」とあるのは「国税等」と、歳入に「歳入科目」とあるのは「科目」と、「歳入科」であるのは「国税等を」と、歳入科と「歳入」であるのは「国税等」と読み替えるものとする。

**第六条** 法第九条第二項において準用する会計法第八条ただし書の規定により国税等の徴収の職務と現金出納の職務とを兼ねることができる場合は、国税等の徴収の職務を行なう税務署長、税關支署長、税關出張所長、税關支署出張所長若しくは税關支署監視署長（これらの者の代理をする職員を含む。）又は法第十二条第一項の規定により国税等の徴収の職務を行なう者の事務の一部を処理する職員が現金出納の職務を兼ねる場合とする。

### 第三章 支払

#### (資金の支払計画)

**第六条** 法第十一条第一項に規定する資金の支払計画は、毎会計年度の各四半期ごとに定めて示達するものとする。ただし、当該計画を変更し、又は取り消す必要があるときは、その示達した支払計画についての変更又は取消しの示達をするものとする。

**第七条** 国税庁長官は、毎会計年度、財務大臣の承認を経て、当該年度において国税庁及び国税局所属の国税資金支払命令官が支払命令をする金額の見積額を定めるものとする。

**第八条** 前項の見積額は、財務大臣の承認を経て、補正することができる。

**第九条** 国税庁長官は、第一項の見積額の範囲内において、国税庁及び各國税局ごとに、それぞれの所属の国税資金支払命令官が支払命令をする金額の見積額を定め、各國税局に係る見積額については、当該見積額をそれぞれの国税局長に通知するものとする。

**第十条** 国税庁長官又は国税局長は、法第十一条第二項の規定により、前項の規定により定められ又は通知された国税庁又は各國税局に係る見積額の範囲内において、それぞれの所属の国税資金支払命令官ごとに、前項に規定する支払計画を定めて示達するものとする。

#### (支払計画示達の効力)

**第十一条** 各四半期について前項の規定により示達された支払計画のうち当該四半期において支払命令済みとならなかつた部分は、その属する年度の支払計画で次の四半期以後に係るもの的一部分となるものとする。

#### (支払の調査決定)

**第十二条** 国税資金支払命令官は、小切手を振り出す前に、その支払が、法令に違反することがないかを調査し、その支払をなすべき金額を算定し、且つ、当該金額が示達を受けた支払計画に定める金額を超えることがないか、及び科目を誤ることがないかを調査して支払の決定をしなければならない。

#### (小切手の記載事項)

**第十三条** 国税資金支払命令官は、その振り出す小切手に受取人の氏名、金額及び番号その他必要な事項を記載するとともに、小切手の表面余白に「国税収納金整理資金」の表示をしなければならない。但し、受取人の氏名の記載は、財務大臣が特に定める場合を除く外、省略することができない。

#### (国庫金振替書又は支払指図書の準用)

**第十四条** 第九条及び前条本文の規定は、国税資金支払命令官が国庫金振替書又は支払指図書を發する場合について準用する。

(小切手の支払指図、隔地送金等)

**第十二条** 令第四十八条、令第四十八条の二第一項及び令第四十九条第一項の規定は、国税資金支払命令官がする支払命令について準用する。この場合において、令第四十八条中「セントラル支出官」とあるのは「国税資金支払命令官」と、「第四十五条第一項ただし書」とあるのは「国税収納金整理資金に関する法律施行令第十条ただし書」と、令第四十九条第一項中「支出官」とあるのは「国税資金支払命令官」と読み替えるものとする。

#### (小切手の支払等)

**第十三条** 日本銀行は、国税資金支払命令官が振り出した小切手の呈示があつたときは、その小切手が法令に違反することがないかを調査し、その支払をしなければならない。

2 前項の規定は、日本銀行が国税資金支払命令官の発した国庫金振替書又は支払指図書の交付を受けた場合について準用する。

#### (隔地送金資金の返納)

**第十四条** 第十二条において準用する令第四十九条第一項の規定により交付を受けた金額のうち、その交付の日から一年を経過してもまだ支払を終らない金額に相当するものは、日本銀行においてその送金を取り消し、これをその取り消した日の属する月の末日から一月以内に、財務大臣が定めるところにより、資金に返納しなければならない。

#### (小切手金額の償還)

**第十五条** 国税資金支払命令官が、小切手の所持人から償還の請求を受けた場合には、これを調査し、償還すべきものと認めるときは、その償還をするものとする。

2 前項の規定は、法第十一条第四項において準用する会計法第二十六条ただし書の規定により支払命令の職務と現金出納の職務とを兼ねることができる場合は、法第十三条第二項の規定により支払命令の職務を行なう者の事務の一部を処理する職員が現金出納の職務を兼ねる場合とする。

#### (支払命令の職務と現金出納の職務とを兼ねることができる場合)

**第十六条** 法第十一条第四項において準用する会計法第二十六条ただし書の規定により支払命令の職務と現金出納の職務とを兼ねることができる場合は、法第十三条第二項の規定により支払命令の職務を行なう者の事務の一部を処理する職員が現金出納の職務を兼ねる場合とする。

#### (第十七条及び第十八条削除)

#### (第十九条及び第二十条削除)

#### (第四章 歳入への組入等)

##### (歳入に組み入れない返納金の指定)

**第二十一条** 法第十四条第一項の政令で定める返納金は、次に掲げるものとする。

##### 一 第十四条の規定による返納金

##### 二 前号に掲げるもののほか、償還金に係る返納金

#### (期間の末日の特例)

**第二十二条** 法第十四条第一項に規定する政令で定める日は、土曜日とする。

#### (歳入に組み入れる金額及び期限)

**第二十二条** 財務大臣は、毎会計年度所属の国税収納金等（第二十一条各号に掲げる返納金並びに特定地方税及びこれに係る返納金を除く。）でその整理期限までに収納済みとなつた金額（以下この条において「収納済額」という。）から当該年度において支払の決定をした過誤納金の還付金等（特定地方税に係る過誤納金の還付金等を除く。以下この項及び次条において同じ。）の額（以下この条において「支払決定済額」という。）を控除した金額を、次の区分により、翌年度の七月十五日までに一般会計又は特別会計の歳入に組み入れるものとする。

一般会計に係るもの又は特別会計に係るもの別に応じ、国税の収納済額及び当該国税に係る返納金（過誤納金の還付金等に係るものに限る。）の収納済額の合計額から当該国税に係る支払決定済額を控除した金額は、一般会計又は特別会計の当該国税の収入とする。

二 帯納処分費の収納済額及び滯納処分費に係る返納金（過誤納金の還付金等に係るものに限る。）の収納済額の合計額から滯納処分費に係る支払決定済額を控除した金額は、一般会計の雑収入とする。

2 財務大臣は、前項の規定により歳入に組み入れるべき金額の一部を、一般会計に係るものについては当該年度の六月から、特別会計に係るものにあつては当該年度の五月から、それぞれ翌年度の六月までの各月において、概算額で組み入れるものとする。ただし、国の予算の執行上特別の必要があるときは、財務大臣は、その組み入れる時期について別段の定めをすることができる。

4 3 前項の規定により概算額で組み入れるべき金額については、財務大臣が定める。

日本銀行において第一項又は第二項に規定する歳入への組入金を当該年度所属の歳入金として受け入れるのは、令第七条第一項の規定にかかるわらず、翌年度の七月十五日限りとする。  
 （支払不要額の歳入への組入れ）

第二十三条 財務大臣は、過誤納金の還付金等又は償還金（特定地方税に係る償還金を除く。）でその支払の決定をした年度の翌年度以後において、時効の完成その他の事由によりその支払を要しなくなつたものがあるときは、一般会計に係るもの又は特別会計に係るもの別に応じ、その支払を要しなくなつた金額を、財務省令で定めるところにより、その支払を要しなくなつた日の属する月の末日から二月以内に、一般会計又は特別会計の雑収入として歳入に組み入れるものとする。  
 （毎年度の資金の受払の残余の整理等）

第二十三条の二 每会計年度に所属する資金の受入金の総額から当該年度に所属する資金からの支払金及び歳入への組入金の総額を控除した残余に相当する金額は、翌年度に所属する資金の受入金として整理するものとする。

2 每会計年度における小切手振出済金額のうち当該年度の三月三十一日（地方税法第七十二条の百三第三項の規定による払込金に係るものにあつては、翌年度の五月三十一日）までに支払を終わらない金額は、前項による金額の計算上控除するものとし、当該支払を終わらない金額に相当する現金は、資金に属する他の現金と区分して整理しなければならない。  
 3 前項の規定により区分して整理した現金のうち小切手の振出日付から一年を経過してもまだ支払を終わらないものに相当する金額は、その期間満了の日の属する年度に所属する資金の受入金として整理するものとする。

### 第五章 帳簿及び報告等

#### （国税収納金整理資金微収簿）

第二十四条 国税収納命令官は、国税収納金整理資金微収簿を備え、微収決定済額、収納済額、不納欠損額及び収納未済額を登記しなければならない。

#### （国税収納金整理資金微収済額報告書）

第二十五条 国税収納命令官は、毎月、国税収納金整理資金微収済額報告書を作製し、参考書類を添え、その翌月十五日までに、財務大臣に送付しなければならない。

#### （国税収納金整理資金微収額計算書）

第二十六条 国税収納命令官は、会計検査院に証明のため、国税収納金整理資金微収額計算書を作製し、証拠書類を添え、財務大臣に送付し、財務大臣は、これを会計検査院に送付しなければならない。  
 2 前項に規定する計算書は、財務大臣の委任を受けた職員をして、直ちに、これを会計検査院に送付させることができる。

#### （出納計算書）

第二十七条 資金に属する現金の収納をつかさどる職員は、会計検査院の検査を受けるため、出納計算書を作製し、証拠書類を添え、国税収納命令官を経由して、これを会計検査院に提出しなければならない。

（国税収納金整理資金支払簿）

第二十八条 国税資金支払命令官は、国税収納金整理資金支払簿を備え、支払計画示達額、支払決定期額、支払命令額及び支払計画残額（支払計画示達額から支払命令額を控除した残額をいう。）を登記しなければならない。

二 帯納処分費の収納済額及び滯納処分費に係る返納金（過誤納金の還付金等に係るものに限る。）の収納済額の合計額から滯納処分費に係る支払決定済額を控除した金額は、一般会計の雑収入とする。

2 財務大臣は、前項の規定により歳入に組み入れるべき金額の一部を、一般会計に係るものについては当該年度の六月から、特別会計に係るものにあつては当該年度の五月から、それぞれ翌年度の六月までの各月において、概算額で組み入れるものとする。ただし、国の予算の執行上特別の必要があるときは、財務大臣は、その組み入れる時期について別段の定めをすることができない。

### 4 3 前項の規定により概算額で組み入れるべき金額については、財務大臣が定める。

日本銀行において第一項又は第二項に規定する歳入への組入金を当該年度所属の歳入金として受け入れるのは、令第七条第一項の規定にかかるわらず、翌年度の七月十五日限りとする。

#### （支払不要額の歳入への組入れ）

第二十三条 財務大臣は、過誤納金の還付金等又は償還金（特定地方税に係る償還金を除く。）でその支払の決定をした年度の翌年度以後において、時効の完成その他の事由によりその支払を要しなくなつたものがあるときは、一般会計に係るもの又は特別会計に係るもの別に応じ、その支払を要しなくなつた金額を、財務省令で定めるところにより、その支払を要しなくなつた日の属する月の末日から二月以内に、一般会計又は特別会計の雑収入として歳入に組み入れるものとする。

#### （毎年度の資金の受払の残余の整理等）

第二十三条の二 每会計年度に所属する資金の受入金の総額から当該年度に所属する資金からの支払金及び歳入への組入金の総額を控除した残余に相当する金額は、翌年度に所属する資金の受入金として整理するものとする。

#### （毎会計年度における小切手振出済金額のうち当該年度の三月三十一日（地方税法第七十二条の百三第三項の規定による払込金に係るものにあつては、翌年度の五月三十一日）までに支払を終金として整理するものとする）

2 每会計年度における小切手振出済金額のうち当該年度の三月三十一日（地方税法第七十二条の百三第三項の規定による払込金に係るものにあつては、翌年度の五月三十一日）までに支払を終金として整理するものとする。

#### （毎会計年度における小切手振出済金額のうち当該年度の三月三十一日（地方税法第七十二条の百三第三項の規定による払込金に係るものにあつては、翌年度の五月三十一日）までに支払を終金として整理するものとする）

（国税収納金整理資金支払命令済額報告書）

第二十九条 国税資金支払命令官は、毎月、国税収納金整理資金支払命令済額報告書を作製し、参考書類を添え、その翌月十五日までに、財務大臣に送付しなければならない。  
 （国税収納金整理資金支払命令額計算書）

第三十条 国税資金支払命令官は、会計検査院に証明のため、国税収納金整理資金支払命令額計算書を作製し、証拠書類を添え、財務大臣に送付し、財務大臣は、これを会計検査院に送付しなければならない。

2 第二十六条第二項の規定は、前項に規定する計算書の送付について準用する。

第三十一条から第三十三条まで 削除

（財務省の帳簿）

第三十四条 財務省は、国税収納金整理資金受払総計簿、国税収納金整理資金日記簿、国税収納金整理資金原簿及び国税収納金整理資金補助簿を備え、国税収納金整理資金に關する受入及び支払その他一切の計算を登記しなければならない。  
 （国税収納金整理資金受払計算表）

第三十五条 財務大臣は、毎月、その取り扱つた資金の受入及び支払（歳入への組入を含む。以下同じ。）について、国税収納金整理資金受払表を作製しなければならない。

2 財務大臣は、毎月、第二十五条及び第二十九条の報告書並びに前項の国税収納金整理資金受払表に基いて国税収納金整理資金受払計算表を作製しなければならない。

（国税収納金整理資金受払計算書の作製）

第三十六条 法第十六条第一項に規定する国税収納金整理資金受払計算書は、翌年度の七月三十一日までに作製しなければならない。

（国税収納金整理資金受払計算書の内容）

第三十七条 前条の国税収納金整理資金受払計算書は、その年度に所属する資金の受払について、第四条に規定する科目ごとに、左の事項を明らかにしなければならない。

（二）受入  
 一 徴收決定済額（徵收決定のない国税等については、収納後に徵收済として整理した額）  
 二 収納済額（収納以外の事由による受入額を含む。）  
 三 不納欠損額  
 四 収納未済額

（二）支払  
 一 支払決定済額（当該年度支払決定済額及び過年度支払決定済額に区分するものとする。）  
 二 支払命令済額  
 三 支払命令未済額

（三）歳入組入額及び同条第三項の規定による歳入組入額に区分するものとする。）

（計算證明書類の様式及び提出期限）

第三十八条 この政令により会計検査院に提出する計算證明書類の様式及び提出期限については、会計検査院の定めるところによらなければならない。

（帳簿の様式及び記入の方法等）

第三十九条 第二十四条、第二十八条及び第二十九条に規定する帳簿の様式及び記入の方法並びにこの政令に規定する書類（前条の計算證明書類を除く。）の様式は、財務大臣が定める。

（職員の責任）

第四十条 予算執行職員等の責任に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百五十六号）の規定は、法第十七条第四号に掲げる職員について準用する。

### 附 則 抄

1 この政令は、昭和二十九年四月一日から施行する。

2 昭和五十一年分所得税の特別減税のための臨時措置法（昭和五十二年法律第三十四号）第五条

第四項（同法第六条第三項及び第九条において準用する場合を含む。）若しくは同法第七条後段

10 又は第二十三条の規定により一般会計又は国債整理基金特別会計の歳入に組み入れる場合における附則第七項の規定により計算した当該歳入に組み入れるべき金額に係る端数計算について準用する。

11 阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成七年法律第十一号。以下この項において「震災特例法」という。）第二十三条第四項において準用する法人税法第八十一条第六項又は震災特例法第二十四条第二項の規定による還付金は、法第一条第二項の政令で定める支払金に含まれるものとする。

12 第二条第十七号、第三条第三項及び第二十三条の二第二項の規定の適用については、当分の間、同号中「第七十二条の百四第一項」とあるのは「第七十二条の百四第一項又は附則第九条の七」と、第三条第三項及び第二十三条の二第二項中「第七十二条の百三第三項」とあるのは「第七十二条の百三第三項及び附則第九条の六第三項」とする。

13 一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成十年法律第百三十七号。附則第十五項において「特別措置法」という。）第十条第一項、第十一项第一項又は附則第三条第五項若しくは第六項の規定による還付金は、当分の間、法第二条第二項の政令で定める支払金に含まれるものとする。

第四条の四の規定は、石油税及び石油臨時特別税に係る受入金又は支払金について第二十二条又は第二十三条の規定により一般会計又は国債整理基金特別会計の歳入に組み入れる場合における附則第七項の規定により計算した当該歳入に組み入れるべき金額に係る端数計算について準用する。 10  
阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成七年法律第十号)以下この項において「震災特例法」という。)第二十三条第四項において準用する法人税法第八十一条第六項又は震災特例法第二十四条第二項の規定による還付金は、法第二条第二項の政令で定める支払金に含まれるものとする。 11  
第二条第十七号、第三条第三項及び第二十三条の二第二項の規定の適用については、当分の間、同号中「第七十二条の百四第一項」とあるのは「第七十二条の百四第一項又は附則第九条の七」と、第三条第三項及び第二十三条の二第二項中「第七十二条の百三第三項」とあるのは「第七十二条の百三第三項」とする。 12  
一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成十一年法律第百三十七号)附則第十五回において「特別措置法」という。)第十条第一項、第十一條第一項若しくは第六項の規定による還付金は、当分の間、法第二条第二項の政令で定める支払金に含まれるものとする。 13  
第四条の規定により科目を区分する場合においては、国税収納金整理資金への受入金又は国税収納金整理資金からする支払金でたばこ税(たばこ特別税とあわせて納付し、若しくは徴収し、又は還付するたばこ税をいう。次項及び附則第十九項において同じ。)及びたばこ特別税に係るものは、当分の間、同一の税目の国税に係るものとみなして整理するものとする。 14  
たばこ税及びたばこ特別税に係る受入金又は支払金について第二十二条又は第二十三条の規定を適用する場合においては、前項の規定によりこれら税に係る受入金又は支払金を同一の科目の国税に係るものとみなして整理した金額の千分の八百九十二又は千分の百八に相当する金額の受入金又は支払金を、それぞれたばこ税又はたばこ特別税に係る受入金又は支払金とする。 15  
特別措置法附則第三条第一項の規定によりたばこ特別税が課される場合におけるたばこ特別税に係る受入金又は支払金(同条第五項及び第六項の規定による還付金に係る支払金を除く。)については、前項の規定にかかわらず、その全額をたばこ特別税に係る受入金又は支払金とする。 16  
たばこ税法第十一條第二項の規定の適用を受ける製造たばこ(同法第三条に規定する製造たばこをいう。)について附則第十四項の規定を適用する場合においては、同項中「千分の八百九十二」とあるのは「千分の九百四十六」と、「千分の百八」とあるのは「千分の五十四」とする。 17  
租税特別措置法第八十八条の二第一項の規定の適用を受ける同項に規定する紙巻たばこについて附則第十四項の規定を適用する場合は、同項中「千分の八百九十二」とあるのは「千分の九百六十七」と、「千分の百八」とあるのは「千分の三十三」とする。 18  
各年度におけるたばこ特別税に係る歳入への組入金は、第四条の三の規定にかかわらず、国債整理基金特別会計に係るものとする。 19  
第四条の四の規定は、たばこ税及びたばこ特別税に係る受入金又は支払金について第二十二条又は第二十三条の規定により一般会計又は国債整理基金特別会計の歳入に組み入れる場合における附則第十四項(附則第十六項及び第十七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により計算した当該歳入に組み入れるべき金額に係る端数計算について準用する。 20  
東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号)第四十五条第一項又は第二項の規定による還付金は、法第二条第二項の政令で定める支払金に含まれるものとする。

**附 則**（昭和二十九年五月一三日政令第九八号）  
この政令は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和二九年六月二二日政令第一五五号）  
この政令は、昭和二十九年七月一日から施行する。

抄 抄





(国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)

**第二十二条** 前条の規定による改正後の国税収納金整理資金に関する法律施行令附則第三項の規定は、昭和五十四年度の国税収納金整理資金から適用し、昭和五十三年度以前の国税収納金整理資金については、なお従前の例による。

**附 則** (昭和五五年五月二九日政令第一四二号) 抄

1 この政令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の見出しの改正規定(電源多様化対策に係る部分に限る)、同条に六項を加える改正規定(第三項及び第七項第六号に係る部分を除く)、第二条第一項第一号の改正規定及び同項

規定(第二号から第四号までの改正規定(第二号三及びホ、第三号ロ並びに第四号ホ(第一条第七項第六号に係る部分を除く)に係る部分に限る)並びに附則第四項(電源多様化勘定に係る部分に限る)及び附則第五項から第八項までの規定(昭和五十五年六月一日

昭和五十四年度以前の年度に所属する電源開発促進税に係る国税収納金整理資金に関する法律施行令による受入金及び歳入への組入金並びに同令の規定による戻入れについては、なお従前の例による。

7 附 則 (昭和五五年五月二九日政令第六九号) 抄

1 この政令は、公布の日から施行する。

7 1 この政令は、昭和五十四年度以前の年度に所属する原重油関税(国税収納金整理資金に関する法律施行令第四条に規定する原重油関税をいう)に係る同令の規定による受入金及び歳入への組入金並びに同令の規定による戻入れについては、なお従前の例による。

7 附 則 (昭和五七年三月三一日政令第六九号) 抄

1 この政令は、昭和五十七年四月一日から施行する。

2 (経過措置) この政令は、昭和五十七年四月一日から施行する。

2 1 この政令は、昭和五十四年度以前の年度に所属する原重油関税(国税収納金整理資金に関する法律施行令第四条に規定する原重油関税をいう)に係る同令の規定による受入金及び歳入への組入金並びに同令の規定による戻入れについては、なお従前の例による。

2 2 この政令は、昭和五十四年度以前の年度に所属する原重油関税(国税収納金整理資金に関する法律施行令第四条に規定する原重油関税をいう)に係る同令の規定による受入金及び歳入への組入金並びに同令の規定による戻入れについては、なお従前の例による。

2 3 この政令は、昭和五十四年度以前の年度に所属する原重油関税(国税収納金整理資金に関する法律施行令第四条に規定する原重油関税をいう)に係る同令の規定による受入金及び歳入への組入金並びに同令の規定による戻入れについては、なお従前の例による。

2 4 この政令は、昭和五十四年度以前の年度に所属する原重油関税(国税収納金整理資金に関する法律施行令第四条に規定する原重油関税をいう)に係る同令の規定による受入金及び歳入への組入金並びに同令の規定による戻入れについては、なお従前の例による。

2 附 則 (昭和五八年三月三一日政令第四八号) 抄

1 この政令は、昭和五十八年四月一日から施行する。

1 1 この政令は、昭和五十八年四月一日から施行する。

1 附 則 (昭和五八年三月三一日政令第五八号) 抄

1 この政令は、昭和五十八年四月一日から施行する。

1 附 則 (昭和五八年三月三一日政令第六一号) 抄

1 この政令は、昭和五十八年四月一日から施行する。

1 附 則 (昭和五九年一月九日政令第三二〇号) 抄

1 この政令は、昭和五九年十二月一日から施行する。

1 附 則 (昭和六〇年一月二十五日政令第五号) 抄

1 この政令は、昭和六十年四月一日から施行する。

1 附 則 (昭和六〇年一月二十五日政令第五号) 抄

1 この政令は、昭和六十年四月一日から施行する。

**附 則** (昭和六〇年七月一六日政令第一三三号)

この政令は、公布の日から施行する。

2 1 第二十六条 所得税法等の一部を改正する法律(昭和六十二年法律第九十六号)附則第四十条第一項の規定により従前の例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法(以下この条において「旧租税特別措置法」という)第三条の三第五項及び所得税法等の一部を改正する法律

1 1 附 則 (昭和六一年三月三一日政令第七三号) 抄

(施行期日) この政令は、昭和六十三年四月一日から施行する。

1 1 附 則 (昭和六二年九月二五日政令第三一二号) 抄

(施行期日) この政令は、昭和六十二年九月二五日から施行する。

1 1 附 則 (昭和六三年三月三一日政令第七三号) 抄

(施行期日) この政令は、昭和六三年三月三一日から施行する。

1 1 附 則 (昭和六四年一〇月二一日政令第三〇五号) 抄

(施行期日) この政令は、昭和六十四年一〇月二一日から施行する。

1 1 附 則 (昭和六三年一二月三〇日政令第三六一号) 抄

(施行期日) この政令は、昭和六四年一二月三〇日から施行する。

1 1 附 則 (昭和六四年四月一日政令第三六二号) 抄

(施行期日) この政令は、昭和六四年四月一日から施行する。

1 1 附 則 (昭和六四年四月一日政令第三六三号) 抄

(施行期日) この政令は、昭和六四年四月一日から施行する。

1 1 附 則 (昭和六四年四月一日政令第三六四号) 抄

(施行期日) この政令は、昭和六四年四月一日から施行する。

1 1 附 則 (昭和六四年四月一日政令第三六五号) 抄

(施行期日) この政令は、昭和六四年四月一日から施行する。

1 1 附 則 (昭和六四年四月一日政令第三六六号) 抄

(施行期日) この政令は、昭和六四年四月一日から施行する。

1 1 附 則 (昭和六四年四月一日政令第三六七号) 抄

(施行期日) この政令は、昭和六四年四月一日から施行する。

1 1 附 則 (昭和六四年四月一日政令第三六八号) 抄

(施行期日) この政令は、昭和六四年四月一日から施行する。

1 1 附 則 (昭和六四年四月一日政令第三六九号) 抄

(施行期日) この政令は、昭和六四年四月一日から施行する。

1 1 附 則 (昭和六四年四月一日政令第三七〇号) 抄

(施行期日) この政令は、昭和六四年四月一日から施行する。

1 1 附 則 (昭和六四年四月一日政令第三七一号) 抄

(施行期日) この政令は、昭和六四年四月一日から施行する。

1 1 附 則 (昭和六四年四月一日政令第三七二号) 抄

(施行期日) この政令は、昭和六四年四月一日から施行する。

(国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)

- 第四十四条** 改正法附則第四十六条の規定によりなお從前の例によることとされる改正法第五条の規定による改正前のたばこ消費税法第十五条第一項(同条第三項において準用する場合を含む)又は第十六条第四項若しくは第五項の規定による還付金は、第十三条の規定による改正後の国税収納金整理資金に関する法律施行令第二条に規定する支払金に含まれるものとする。
- 附 則** (昭和六三年二月三〇日政令第三六五号)

この政令は、昭和六十四年四月一日から施行する。

**附 則** (平成元年三月三一日政令第九四号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、平成元年四月一日から施行する。

- 第一条** この政令は、平成元年四月一日から施行する。

**附 則** (平成元年三月三一日政令第九五号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、平成元年四月一日から施行する。

- 第一条** この政令は、平成元年四月一日から施行する。

**附 則** (平成二年三月三一日政令第八七号) 抄

(国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)

**第三条** 第五条の規定による改正後の国税収納金整理資金に関する法律施行令第四条の二及び第四条の三の規定は、平成元年度に所属する同条に規定する原油等関税に係る歳入への組入金から適用し、昭和六十三年度以前の年度に所属する原重油関税(第五条の規定による改正前の国税収納金整理資金に関する法律施行令第四条の二第五項に規定する原重油関税をいう。)に係る歳入への組入金については、なお從前の例による。

**附 則** (平成二年三月三一日政令第八七号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、平成二年四月一日から施行する。

- 第一条** この政令は、平成二年四月一日から施行する。

**附 則** (平成二年三月三一日政令第八七号) 抄

(国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)

**第四条** 関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律(平成二年法律第十七号)附則第二条第一項の規定により從前の例によることとされる同法による改正前の関税暫定措置法第七条第二項の規定による還付金は、第四条の規定による改正後の国税収納金整理資金に関する法律施行令第一条に規定する支払金に含まれるものとする。

**附 則** (平成三年三月一五日政令第三一号)

この政令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成三年三月三〇日政令第九〇号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、平成三年四月一日から施行する。

- 第一条** この政令は、平成三年四月一日から施行する。

**附 則** (平成四年三月三一日政令第八七号) 抄

(国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)

- 第三条** 改正法附則第二条の規定により從前の例によることとされる旧暫定法第七条の二第一項の規定による還付金は、第六条の規定による改正後の国税収納金整理資金に関する法律施行令第二条に規定する支払金に含まれるものとする。

**附 則** (平成三年五月二一日政令第一七四号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、平成四年一月一日から施行する。

- 第一条** この政令は、平成四年一月一日から施行する。

**附 則** (平成四年三月三一日政令第八七号) 抄

(国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)

- 第一条** この政令は、平成四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**附 則** (平成四年三月三一日政令第八七号) 抄

(国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)

- 第一条** この政令は、平成四年四月一日から施行する。

**附 則** (平成四年三月三一日政令第八七号) 抄

正規定、第十六条第二項の改正規定、第十七条第一項及び第六項の改正規定、第二章第五節の二を削る改正規定並びに第十八条の五第十五項の改正規定並びに附則第十条(同条第十三項を除く)、第三十三条(第二条第六項)を「第三条第六項」に改める部分及び第二条に一号を加える部分を除く)及び第三十四条の規定 平成五年一月一日

- 第三十四条** 改正法附則第八条第一項の規定によりなお從前の例によることとされる同項の居住者の平成四年分以前の所得税に係る旧令第十七条の五第七項の規定による還付金は、前条の規定による改正後の国税収納金整理資金に関する法律施行令第二条に規定する支払金に含まれるものとする。

(国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)

- 第三十四条** 改正法附則第八条第一項の規定によりなお從前の例によることとされる同項の居住者の平成四年分以前の所得税に係る旧令第十七条の五第七項の規定による還付金は、前条の規定による改正後の国税収納金整理資金に関する法律施行令第二条に規定する支払金に含まれるものとする。

**附 則** (平成五年三月三一日政令第八四号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、平成五年四月一日から施行する。

- 第一条** この政令は、平成五年四月一日から施行する。

**附 則** (平成五年三月三一日政令第八九号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、平成五年四月一日から施行する。

- 第一条** この政令は、平成五年四月一日から施行する。

**附 則** (平成五年三月三一日政令第八八号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、平成五年四月一日から施行する。

- 第一条** この政令は、平成五年四月一日から施行する。

**附 則** (平成七年三月二七日政令第九九号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、平成五年四月一日から施行する。

- 第一条** この政令は、平成五年四月一日から施行する。

**附 則** (平成九年一月一九日政令第一七号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、平成九年四月一日から施行する。

- 第一条** この政令は、平成九年四月一日から施行する。

**附 則** (平成九年三月二七日政令第一〇六号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、平成九年四月一日から施行する。

- 第一条** この政令は、平成九年四月一日から施行する。

**附 則** (平成九年三月三一日政令第一一〇号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、平成九年四月一日から施行する。

- 第一条** この政令は、平成九年四月一日から施行する。

**附 則** (平成九年三月三一日政令第一一〇号) 抄

(国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)

- 第四条** 第五条の規定による改正後の国税収納金整理資金に関する法律施行令第四条の二及び第四条の三の規定は、平成九年度に所属する消費税に係る歳入への組入金から適用し、平成八年度以前の年度に所属する消費税に係る歳入への組入金については、なお從前の例による。

**附 則** (平成九年三月三一日政令第一一〇六号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、平成九年四月一日から施行する。

- 第一条** この政令は、平成九年四月一日から施行する。

**附 則** (平成九年三月三一日政令第一一〇号) 抄

(国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)

- 第一条** この政令は、平成九年四月一日から施行する。

**附 則** (平成一〇年六月二十四日政令第二二六号) 抄

(国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)

- 第一条** この政令は、平成四年四月一日から施行する。

**附 則** (平成四年三月三一日政令第八七号) 抄

(国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)

- 第一条** この政令は、平成四年四月一日から施行する。

**附 則** (平成一〇年六月二十四日政令第二二六号) 抄

(国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)

(施行期日)

**第一条** この政令は、関税定率法等の一部を改正する法律（平成十年法律第二十六号）附則第一条  
第二号に定める日（平成十年六月二十九日）から施行する。

**附 則**（平成一〇年一〇月一八日政令第三四六号）抄

この政令は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成一一年三月三一日政令第一二〇号）抄

**第一条** この政令は、平成十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**第一条** この政令は、平成十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**第一条** この政令は、平成十一年五月一日から施行する。

**附 則**（平成一一二年三月三一日政令第一八七号）抄

**第一条** この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

**附 則**（平成一二年六月七日政令第三〇七号）抄

**第一条** この政令は、平成十三年一月六日から施行する。

**附 則**（平成一二年一月一七日政令第四八二号）抄

**第一条** この政令は、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律

（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十二年十一月三十日。以下「施行日」という。）から施行する。

**附 則**（平成一三年三月三一日政令第一五三号）抄

**第一条** この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

**附 則**（平成一四年三月六日政令第四二号）抄

**第一条** この政令は、平成十三年四月二十三日から施行する。

**附 則**（平成一四年三月二〇日政令第一六七号）抄

**第一条** この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

**附 則**（平成一四年三月三一日政令第一〇九号）抄

**第一条** この政令は、平成十四年三月三十一日から施行する。ただし、第二条、第四条、第六条、

**附 則**（平成一四年三月三一日政令第一〇九号）抄

**第一条** この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

**附 則**（平成一四年八月一〇日政令第二七一号）抄

**第一条** この政令は、平成十四年八月一日から施行する。

**附 則**（平成一四年三月三一日政令第一〇九号）抄

**第一条** この政令は、平成十四年八月一日から施行する。

**附 則**（平成一四年三月三一日政令第一〇九号）抄

**第一条** この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

**附 則**（平成一四年三月三一日政令第一〇九号）抄

**第一条** この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

**附 則**（平成一四年三月三一日政令第一〇九号）抄

**第一条** この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

**附 則**（平成一四年三月三一日政令第一〇九号）抄

附 則（平成一五年一月三一日政令第二八号）抄

**第一条** この政令は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行の日（平成十五年二月三日）から施行する。

**附 則**（平成一五年三月三一日政令第一二八号）抄

この政令は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成一五年三月三一日政令第一二八号）抄

**第一条** この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

**附 則**（平成一五年三月三一日政令第一二八号）抄

**第一条** この政令は、平成十五年五月一日から施行する。

条の十四の改正規定並びに附則第四条、第六条及び第十四条の規定並びに附則第四十二条中国税収納金整理資金に関する法律施行令第二条第十五号の改正規定 平成十六年一月一日  
**附 則** (平成一五年九月二五日政令第四二五号) 抄  
 (施行期日)

**第一条** この政令は、平成十五年十月一日から施行する。

**(施行期日)** (平成一六年三月三一日政令第一〇一号) 抄

**第一条** この政令は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 目次の改正規定(還付(第百五十五条の四十七)を申告及び還付(第百五十五条の四十七)に改める部分を除く)、第一百四十条の二第六項の改正規定、第一百八十八条の改正規定、第一百九十条の改正規定、第一百八十九条の二の改正規定、第三編中第四章を第五章とし、第三章を第四章とし、第二章の次に一章を加える改正規定、同編第二章第二節中第八十九条を第一百九十一条とする改正規定及び同章第一節中第八十八条の三を第一百九十条とし、第一百八十八条の二を第一百八十九条とする改正規定並びに附則第十一条及び第十二条の規定 信託業法(平成十六年法律第一百五十四号)の施行の日

**附 則** (平成一六年三月三一日政令第一〇四号) 抄  
 (施行期日)

**第一条** この政令は、平成十六年四月一日から施行する。  
**第一条** この政令は、平成十六年四月一日から施行する。  
**附 則** (平成一六年三月三一日政令第一〇五号) 抄  
 (施行期日)

**第一条** この政令は、平成十六年四月一日から施行する。  
**附 則** (平成一六年三月三一日政令第一〇五号) 抄  
 (施行期日)

**第一条** この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

**附 則** (平成一六年三月三一日政令第一〇五号) 抄  
 (施行期日)

**第一条** この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

**附 則** (平成一六年三月三一日政令第一〇五号) 抄  
 (施行期日)

**第一条** この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

**附 則** (平成一六年三月三一日政令第一〇五号) 抄  
 (施行期日)

**第一条** この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

**附 則** (平成一六年三月三一日政令第一〇五号) 抄  
 (施行期日)

**第一条** この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

**附 則** (平成一六年三月三一日政令第一〇五号) 抄  
 (施行期日)

**第一条** この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

**附 則** (平成一六年三月三一日政令第一〇五号) 抄  
 (施行期日)

**第一条** この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

**附 則** (平成一七年二月二十五日政令第三四号) 抄  
 (施行期日)

**第一条** この政令は、関税暫定措置法の一部を改正する法律(平成十六年法律第一百四十二号)の施行の日から施行する。

**附 則** (平成一七年三月三一日政令第九四号) 抄  
 (施行期日)

**第一条** この政令は、平成十七年四月一日から施行する。

**附 則** (平成一七年三月三一日政令第九四号) 抄  
 (施行期日)

**第一条** この政令は、関税暫定措置法の一部を改正する法律(平成十六年法律第一百四十二号)の施行の日から施行する。

**附 則** (平成一七年三月三一日政令第九四号) 抄  
 (施行期日)

**第一条** この政令は、平成十七年度に所属する所得税に係る歳入への組入金から適用し、平成十六年度に所属する所得税に係る歳入への組入金について、なお從前の例による。

**附 則** (平成一八年三月三一日政令第一二二号) 抄  
 (施行期日)

**第一条** この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

(国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)  
**第九条** 第二条の規定による改正後の国税収納金整理資金に関する法律施行令附則第二十一項の規定は、平成十八年度に所属する所得税に係る歳入への組入金から適用し、平成十七年度に所属する所得税に係る歳入への組入金については、なお從前の例による。

**附 則** (平成一八年三月三一日政令第一三五号) 抄  
 (施行期日)

**第一条** この政令は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 及び二 略

**三** 附則第四十八条、第五十三条及び第五十六条の規定 平成十八年七月一日  
**附 則** (平成一八年三月三一日政令第一五〇号) 抄  
 (施行期日)

**第一条** この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

**附 則** (平成一八年五月八日政令第一九四号) 抄  
 (施行期日)

**第一条** この政令は、平成十八年五月八日から施行する。

**附 則** (平成一九年三月三〇日政令第八三号) 抄  
 (施行期日)

**第一条** この政令は、平成十九年三月三〇日から施行する。

**附 則** (平成一九年三月三〇日政令第八三号) 抄  
 (施行期日)

**第一条** この政令は、平成十九年四月一日から施行する。



二項の規定による還付金は、前条の規定による改正後の国税収納金整理資金に関する法律施行令（以下この条において「資金令」という。）第二条に規定する支払金に含まれるものとする。

2 資金令第四条の規定により科目を区分する場合においては、国税収納金整理資金への受入金及び国税収納金整理資金からする支払金で揮発油税（地方道路税とあわせて納付し、若しくは徴收し、又は還付する揮発油税をいう。次項において同じ。）及び地方道路税に係るものは、同一の税目の国税に係るものとみなして整理するものとする。

3 挥発油税及び地方道路税に係る受入金又は支払金について資金令第二十二条第一項又は第二十三条の規定を適用する場合においては、前項の規定によりこれらの税に係る受入金又は支払金に含まないものとみなして整理した金額の五百三十八分の四百八十六又は五百三十八分の五十二に相当する金額の受入金又は支払金を、それぞれ揮発油税及び地方道路税に係る受入金又は支払金とする。この場合において、当該受入金又は支払金の端数計算については、資金令第四条の四の規定を準用する。

4 地方道路税に係る国税収納金整理資金に関する法律（昭和二十九年法律第三十六号）第十四条规定による組入金については、資金令第四条の三の規定にかかる税に係る受入金又は支払金を八分の五十二に相当する金額の受入金又は支払金を、それぞれ揮発油税及び地方道路税に係る受入金又は支払金とする。この場合において、当該受入金又は支払金の端数計算については、資金令第四条の四の規定を準用する。

5 每会計年度において、改正法附則第二十条第一項の規定によりなお前述前の例によることとされる地方道路税の収納済額（資金令第二十二条第一項に規定する収納済額をいう。）から第一号に掲げる金額と第二号に掲げる金額との合計額を控除してもなお控除しきれない金額がある場合には、当該控除しきれない金額は、資金令第二十二条第一項の規定により当該年度金特別会計に係るものとする。

一 当該年度の地方道路税に係る支払決定済額（資金令第二十二条第一項に規定する支払決定済額をいう。）から第一号に掲げる金額との合計額を控除してもなお控除しきれない金額がある場合には、当該年度の地方道路税に係る組入金についても、資金令第二十二条第一項に規定する組入金に組み入れられた当該年度の地方道路税に係る概算額の合計額に組み入れるべき地方揮発油税の金額から控除する。

二 資金令第二十二条第二項の規定により各月において交付税及び譲与税配付金特別会計の歳入に組み入れられた当該年度の地方道路税に係る概算額の合計額

附 則 （平成二十二年三月三一日政令第一三〇号）抄  
(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 （平成二十二年三月三一日政令第一三〇号）抄  
(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二十二年三月三一日政令第一三〇号）抄  
(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

（国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第一条 この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第四条、第五条（国税収納金整理資金に関する法律施行令第四条の三の改正規定（前条第四項から第六項まで）を「前条第五項から第七項まで」に改める部分を除く。）及び第十三条の規定は、平成二十五年一月一日から施行する。

第二条 この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第四条、第五条（国税収納金整理資金に関する法律施行令第四条の三の規定については、同条中「復興特別所得税又は復興特別法人税」とあるのは「及び復興特別法人税」と、「復興特別所得税又は復興特別法人税」とあるのは「復興特別法人税」とする。）及び第十三条の規定は、平成二十五年一月一日から施行する。

第三条 この政令の施行の日から平成二十四年十二月三十一日までの間ににおける第五条の規定による改正後の国税収納金整理資金に関する法律施行令第四条の三の規定の適用については、同条中「復興特別所得税又は復興特別法人税」とあるのは「及び復興特別法人税」と、「復興特別所得税又は復興特別法人税」とする。

附 則 （平成二十二年三月三一日政令第五八号）抄  
(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十二年六月一日から施行する。

附 則 （平成二十二年三月三一日政令第五八号）抄  
(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

（国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第五十七条 前条の規定による改正後の国税収納金整理資金に関する法律施行令附則第三項の規定は、平成二十一年度の国税収納金整理資金から適用し、平成二十一年度以前の国税収納金整理資金については、なお従前の例による。

附 則 （平成二十二年三月三一日政令第六〇号）

この政令は、平成二十一年十月一日から施行する。

附 則 （平成二十三年四月二七日政令第一一九七号）抄  
(施行期日)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二十三年六月三〇日政令第一一九九号）抄  
(施行期日)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二十四年三月三一日政令第九九号）抄  
(施行期日)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二三年一月一四日政令第三九一号）抄  
(施行期日)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二三年六月三〇日政令第一一九九号）抄  
(施行期日)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二十四年三月三一日政令第一〇五号）抄  
(施行期日)

この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則 （平成二十四年七月二五日政令第二〇二号）抄  
(施行期日)





附 則（令和三年三月三一日政令第一二五号）抄  
第一条 この政令は、令和三年四月一日から施行する。  
附 則（令和三年三月三一日政令第一三〇号）抄  
この政令は、令和三年四月一日から施行する。  
附 則（令和三年六月一八日政令第一七二号）抄  
第一条 この政令は、令和三年六月二十八日から施行する。  
(施行期日)